

平成 22 年 6 月 18 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
代 表 取 締 役 社 長 吉 川 登
(コ ー ド 番 号 : 3 8 2 5)
電 話 番 号 (0 3) 6 2 0 6 - 2 2 2 0

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 22 年 5 月 14 日付「調査委員会の調査結果報告及び過年度決算の訂正について」にて発表しておりますとおり、当社の過去の一部不適切な取引について、会計処理の修正を要する事象が判明したことを受け、平成 22 年 5 月 14 日から平成 22 年 5 月 21 日にかけて、以下の有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書を訂正し、それぞれの訂正有価証券報告書、訂正半期報告書、訂正四半期報告書を提出いたしました。

提出した訂正有価証券報告書、訂正半期報告書、訂正四半期報告書
平成 20 年 3 月期(中間) 半期報告書の訂正報告書
平成 20 年 3 月期 有価証券報告書の訂正報告書
平成 21 年 3 月期第1四半期 四半期報告書の訂正報告書
平成 21 年 3 月期第2四半期 四半期報告書の訂正報告書
平成 21 年 3 月期第3四半期 四半期報告書の訂正報告書
平成 21 年 3 月期 有価証券報告書の訂正報告書

これらの、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した行為に関し、本日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第1項の規定に基づき、当社に対し 150 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

当社は、この度の証券取引等監視委員会より勧告されたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について検討し、決定次第改めて開示する予定です。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

ご参考

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20100618-1.htm

以上